

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月29日
【会社名】	プリベントホールディングス株式会社
【英訳名】	Prevent Holdings Co.Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 久米 慶
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋人形町三丁目3番13号
【電話番号】	03-6684-9976（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 楠 正志
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋人形町三丁目3番13号
【電話番号】	03-6684-9976（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 楠 正志
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 294,500,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数
A種株式	5,890

(注) 1 発行決議は、平成24年2月1日開催の取締役会で決議しております。

2 A種株式の内容

- (1) 剰余金の配当があるときは、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録されたA種株式を有する株主（以下、「A種株主」という。）に対して、普通株式を有する株主に先立ち、最終事業年度の当期純利益の30%にあたる金額を持株数に応じて優先配当金として支払います。A種株主に対しては優先配当金を超えて配当しません。
- (2) ある事業年度における優先配当金の支払いが前項に定める優先配当金に達しないときは、その不足額を翌年以降に累積しません。
- (3) A種株主は、株主総会において議決権を行使できません。
- (4) A種株主は、会社法第322条第3項但書の場合を除き、A種株主を構成員とする種類株主総会において、議決権を行使することが出来ません。
- (5) 取締役会が証券取引所に当会社普通株式を上場するために、その申請を行うことを決議した場合、A種株式の全てを取得することができるものとします。この場合、当会社はA種株式1株につき普通株式1株を交付することと引換えに、A種株式を取得することができるものとします。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
募集株式のうち株主割当	-	-	-
募集株式のうちその他の者に対する割当	-	-	-
募集株式のうち一般募集	5,890株	294,500,000	294,500,000
発起人の引受株式	-	-	-
計（総発行株式）	5,890株	294,500,000	294,500,000

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株式数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
50,000	50,000	1株	平成24年2月7日から 平成24年3月31日まで	50,000	平成24年3月31日
新株引受権証書に関する事項	該当事項はありません。				

(注) 1 申込は、申込期間内に株式申込証を下記申込取扱場所へ提出する方法で行います。

2 申込証拠金には利息をつけません。

3 申込証拠金は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

4 申込期日までに応募のない株式については、再募集しないこととします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
プリバントホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋人形町三丁目3番13号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 人形町支店	東京都中央区日本橋大伝場町五丁目7番

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
294,500,000	25,291,500	269,208,500

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

調達資金につきましては、今後の事業資金(子会社への出資、運転資金)に全額充当する予定であります。

5【会社設立の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

(2) 回次	第1期中
会計期間	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日
売上高 (千円)	-
経常損失 () (千円)	36,219
中間純損失 () (千円)	36,530
中間包括利益 (千円)	36,530
純資産額 (千円)	189,969
総資産額 (千円)	244,445
1株当たり純資産額 (円)	132,653.45
1株当たり中間純損失金額 () (円)	182,653.45
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 (円)	-
自己資本比率 (%)	77.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	46,492
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	500
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	225,490
現金及び現金同等物の中間期末 残高 (千円)	178,497
従業員数 (名)	6

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であることに加え、当社は非上場であり、期中平均株価の算定が困難なため記載しておりません。

2. 臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期中
会計期間	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日
売上高 (千円)	8,137
経常損失 () (千円)	14,025
中間純損失 () (千円)	14,170
資本金 (千円)	226,500
発行済株式総数 (株)	
普通株式	200
A種株式	4,330
純資産額 (千円)	212,329
総資産額 (千円)	222,434
1株当たり純資産額 (円)	20,853.85
1株当たり中間純損失金額 (円)	70,853.85
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 (円)	-
1株当たり配当額 (円)	-
自己資本比率 (%)	95.5
従業員数 (名)	3

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であることに加え、当社は非上場であり、期中平均株価の算定が困難なため記載しておりません。

3. 臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

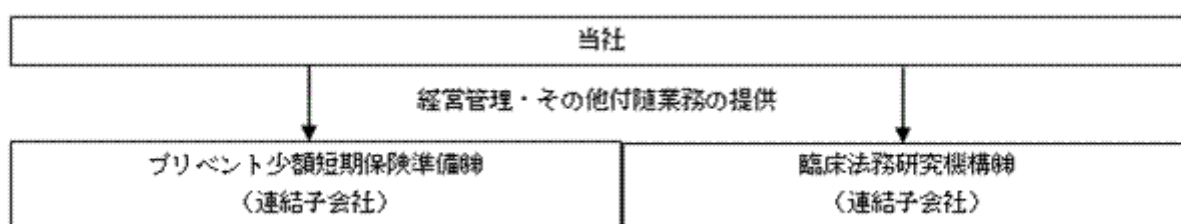
2【沿革】

年月	事項
平成23年4月	東京都中央区日本橋人形町に、少額短期保険持株会社の準備会社として、資本金1千万円で「プライベートホールディングス株式会社」を設立。
平成23年6月	久米慶が、東京都中央区日本橋人形町に、弁護士費用に係る少額短期保険業開始準備業務を目的として、資本金1千万円で「プライベート少額短期保険準備株式会社」を設立。
平成23年7月	東京都中央区日本橋人形町に、法律事務所支援業務及び訴状のデータ販売業務、出版業務を目的として、資本金5千万円で完全子会社「臨床法務研究機構株式会社」を設立。
平成23年12月	プライベート少額短期保険準備株式会社の株式を100%取得。 「バックヤードシステム株式会社」を子会社化。

3【事業の内容】

当社グループは、保険持株会社準備中である当社、少額短期保険業者準備中であるプライベート少額短期保険準備株式会社、臨床法務研究機構株式会社及びその他1社の合計4社によって構成されており、各社との関係は下記の図の通りとなります。その他1社とは、取引関係はありません。

当社は、経営管理及びそれに付帯する業務を行う少額短期保険持株会社となるための準備を行うとともに、連結子会社の経営管理を業としております。



当社の連結子会社である、プライベート少額短期保険準備（株）は、少額短期保険業者となるための準備を行ない、臨床法務研究機構（株）は、プライベート少額短期保険準備（株）が少額短期保険業者となれた場合の補助業務及び臨床法務データの提供業務等の準備を行います。

4【関係会社の状況】

平成23年12月31日現在

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (%)	関係内容
(連結子会社) プライベート少額短期保険準備株 (注)1	東京都中央区	10,000	少額短期保険事業	100.0	経営管理契約に基づく 経営管理料の受取
臨床法務研究機構株 (注)1	東京都中央区	50,000	その他事業	100.0	経営管理契約に基づく 経営管理料の受取
日本バックヤードシステム株 (注)3、4	東京都港区	3,000	その他事業	0.0 [100.0]	従業員の兼務

(注)1．特定子会社であります。

2．主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

3．議決権の所有割合の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

4．持分は100分の50以下であるが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
少額短期保険事業	8〔-〕
その他事業	6〔-〕
報告セグメント計	14〔-〕
全社(共通)	3〔-〕
合計	17〔-〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、従業員数の〔 〕外数は臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門の人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成23年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3	39.3	0.4	949,090

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、従業員数の〔 〕外数は臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に従事しているため、セグメント毎の人数は記載しておりません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は組成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、東日本大震災及びその後の福島原子力発電所の事故及び政府の経済政策等により円高、株安が進み、企業や消費者の景況感が大幅に悪化し、生産、個人消費などの経済指標が悪化傾向となりました。これにより、企業収益が悪化に向かい、雇用の縮小や一部でデフレがさらに進むなど、景気下落をもたらす経済の悪循環が続いて参りました。

このような環境下、当社グループにおきましては、平成23年4月1日に、当社及び少額短期保険業者準備中であるプリベント少額短期保険準備株式会社、6月1日に土業向けホームページ作成ツールの販売、同社のポータルサイト『解決コンシェル』への土業の広告枠販売等の営業を行う臨床法務研究機構株式会社を設立して、開業の準備を進めて参りました。

当社におきましては、グループ会社の財務基盤の強化のための資金調達、経営管理の強化に推進してまいりました。

上記の結果、当社グループにおける連結成績は次のとおりとなりました。

売上高は発生しておりません。販売費及び一般管理費35,993千円となりました。この結果、経常損失は36,219千円となり、これに、特別損益、法人税及び住民税などを加減した中間純損失は36,530千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物残高は、178,497千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における営業活動による資金の減少は46,492千円となりました。これは主に税金等調整前中間純損失36,219千円と、開業費の支払額63,370千円などの支出によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における投資活動による資金の減少は500千円となりました。これは無形固定資産の取得による支出500千円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における財務活動による資金の増加は225,490千円となりました。これは、株式の発行による収入が225,490千円発生したことによるものです。

なお、セグメントの業績は以下のとおりであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、開業しておらず、該当する情報がないため、記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループは、わが国において弁護士費用保険専門の少額短期保険会社登録準備会社であるプリベント少額短期保険準備（株）及び臨床法務研究機構(株)を子会社とし、当該子会社の経営管理業務を行う少額短期保険持株会社の承認を受けることを目的としている当社からなり、現在対処すべき課題として以下を認識しております。

少額短期保険持株会社としての承認及び子会社の少額短期保険会社の登録

少額短期保険持株会社は内閣総理大臣による承認が必要であります。当社は子会社であるプリベント少額短期保険準備（株）が少額短期保険業者として登録されると同時に承認が得られるように承認に向けた準備に努めて参ります。

少額短期保険業者となるためには、財務局による登録が必要であります。当社は子会社であるプリベント少額短期保険準備（株）が少額短期保険業者として登録されるようにサポートを行ってまいります。

財務基盤の強化

当社が少額短期保険持株会社として承認され、子会社であるプリベント少額短期保険準備（株）が少額短期保険業者として登録されるまでの間、さらに、承認・登録された後必要事業資金を確保すべく、継続的な資本の充実・財務基盤の強化に努めて参る所存であります。

経営の安定性の確保

昨今企業経営におけるリスクが多岐にわたっている中で、保険商品の販売という公共性の高い事業を営む準備をしていく上で、経営の安定性を図ることが重要な経営課題であると認識しており、リスク管理を含めた経営の安定化を図る施策を順次推進してまいります。

個人情報保護への対応

当社の子会社であるプリベント少額短期保険準備（株）が取り扱う予定である保険商品は、訴訟リスクが顕在化した際の弁護士費用等を保証するという内容であり、訴訟リスクの顕在化という事実が、保険契約者にとって重要な個人情報であると認識しており、今後、当社の社会的信用力を向上させていくためにも、取扱う個人情報の管理の最適化やセキュリティ体制の構築に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

当社の事業子会社であるプリベント少額短期保険準備（株）は、保険業法第272条第1項の規定に基づき、少額短期保険業者として登録がなされたうえで保険商品を販売できる少額短期保険事業であることから、登録がなされなされず事業が開始できない可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループに関する財政状況及び経営成績の分析・検討内容は、本報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には、経営者による会計方針の選択適用、合理的な見積りを必要としますが、実際には見積りと異なる結果となることもあります。

当社の連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の項目については、連結財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

有価証券の減損

売買目的有価証券以外の有価証券について、時価もしくは実質価額が取得原価に比べて著しく下落した場合、回復する見込みがあると認められるものを除き、減損処理を行っております。

固定資産の減損

固定資産については、資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額を減損損失に計上しております。

繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債については、「税効果会計に係る会計基準（平成10年10月30日企業会計審議会）」に基づき回収可能と認められる額を計上しております。

(2) 財政状態の分析

（注）当中間連結会計期間が設立初年度であるため、数値について前期比較は行っておりません。

総資産は244,445千円、自己資本比率は77.7%となっております。

（流動資産）

流動資産は179,703千円となっております。その主な内容は、現金及び預金178,497千円であります。

（固定資産）

固定資産は500千円となっております。その内容は、無形固定資産500千円であります。

（繰延資産）

繰延資産は64,241千円となっております。その主な内容は開業費62,279千円であります。

（流動負債）

流動負債は54,475千円となっております。その主な内容は未払費用53,829千円であります。

（純資産）

純資産は189,969千円となっております。その内容は資本金226,500千円、利益剰余金 36,530千円であります。

(3) 経営成績の分析

経営成績の分析については、「1.業績等の概要 (1)業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については、「1.業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当中間連結会計期間において、主要な設備投資はありません。繰延資産として以下のものがあります。

(1) 提出会社

平成23年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具器具及び 備品	ソフトウェア	無形固定資産 その他	合計	
本社 (東京都中央区)	全社	事務所設備	-	-	-	-	-	7 [-]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 「従業員数」の[]内には、臨時従業員の年間平均人員数を外書きで記載しております。
 4. 上記の他、繰延資産として以下のものがあります。

平成23年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	帳簿価額(千円)			
		創立費	開業費	株式交付費	合計
本社 (東京都中央区)	全社	298	-	871	1,169

(2) 国内子会社

平成23年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具器具及び 備品	ソフトウェア	無形固定資産 その他	合計	
プリベント少額短期 保険㈱ (東京都中央区)	少額短期 保険事業	事務所設備	-	-	-	500	500	8 [-]
臨床法務研究機構㈱ (東京都中央区)	その他事 業	-	-	-	-	-	-	6 [-]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 「従業員数」の[]内には、臨時従業員の年間平均人員数を外書きで記載しております。
 4. 上記の他、繰延資産として以下のものがあります。

平成23年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	帳簿価額(千円)				
		保険業第113 条繰延資産	創立費	開業費	株式交付費	合計
プリベント少額短期保険㈱ (東京都中央区)	少額短期保険事業	-	297	52,362	-	52,660
臨床法務研究機構㈱ (東京都中央区)	その他事業	-	495	9,916	-	10,411

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	20,000
A種株式	20,000
計	40,000

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	200	非上場	(注)1, 3, 4
A種株式	4,330	同上	(注)1, 2, 4
計	4,530	-	-

(注)1. 当社は普通株式、A種株式の異なる種類の株式を定めております。

普通株式及びA種株式は譲渡制限株式であり、これを譲渡するためには取締役会の承認が必要となります。普通株式については(注)3に、A種株式については(注)2に記載のとおりであります。

2. A種株式の内容は次のとおりであり、特に定めのない点については普通株式と同一の内容であります。

1. 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当があるときは、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録されたA種株式を有する株主（以下、「A種株主」という。）に対して、普通株式を有する株主に先立ち、最終事業年度の当期純利益の30%にあたる金額を持株数に応じて優先配当金として支払う。A種株主に対しては優先配当金を超えて配当しない。

2. 優先配当金の非累積

当社は、ある事業年度における優先配当金の支払いが前項に定める優先配当金に達しないときは、その不足額を翌年以降に累積しない。

3. 株主総会の議決権

A種株主は、株主総会において議決権を行使できない。

4. 種類株主総会の議決権

A種株主は、会社法第322条第3項但書の場合を除き、A種株主を構成員とする種類株主総会において、議決権を行使することが出来ない。

5. 取得条項

当社は、当社の取締役会が証券取引所に当会社普通株式を上場するために、その申請を行うことを決議した場合、A種株式の全てを取得することができるものとする。この場合、当社はA種株式1株につき普通株式1株を交付することと引換えに、A種株式を取得することができるものとする。

3. 普通株式の内容は、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。

4. 当社は単元株制度を採用しておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年4月1日 (注)1	普通株式 200	200	10,000	10,000	-	-
平成23年5月31日 (注)2	A種株式 2,300	2,500	115,000	125,000	-	-
平成23年7月1日 (注)2	A種株式 760	3,260	38,000	163,000	-	-
平成23年9月30日 (注)2	A種株式 1,270	4,530	63,500	226,500	-	-

(注)1. 会社設立

1. 発行価格 1株につき50,000円
2. 資本組入額 1株につき50,000円
2. 有償第三者割当による新株発行
 1. 発行価格 1株につき50,000円
 2. 資本組入額 1株につき50,000円

(6) 【所有者別状況】

普通株式

平成23年12月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株 式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	1	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	-	-	-	200	200	-
所有株式数の割合 (%)	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-

A種株式

平成23年12月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株 式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	9	2	-	1	12	-
所有株式数(単元)	-	-	-	2,170	2,060	-	100	4,330	-
所有株式数の割合 (%)	-	-	-	50.1	47.6	-	2.3	100.0	-

(7)【大株主の状況】

平成23年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
MASTER PRO INVESTMENTS LIMITED	P.O.Box 957,Offshore Incorporation Cetre,Road Town,Tortola,British Virgin Island	2,000	44.1
株式会社ランナバウト	北海道札幌市北区北13条西2-2-16	770	16.9
株式会社ADAMS	愛知県名古屋市東区東桜2-9-34	600	13.2
有限会社KKTサービス	東京都新宿区下落合1-5-10	200	4.4
久米 慶	東京都墨田区	200	4.4
株式会社エンワールド	鹿児島県鹿児島市下荒田3-3-10	120	2.6
株式会社プロヴィデンス	北海道札幌市中央区南1条西9-1-1	100	2.2
ライセンスバンク株式会社	東京都千代田区外神田4-9-7	100	2.2
株式会社マネーライフマネジメント	神奈川県横浜市金沢区能見台東11-6	100	2.2
株式会社メテオ	鹿児島県鹿児島市上荒田町30-5	100	2.2
計	-	4,290	94.7

(注) 1. 平成23年12月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

2. 発行済株式総数は、普通株式及びA種株式の合計の株式数となっております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順位は、下表のとおりです。

平成23年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
久米 慶	東京都墨田区	200	100.0
計	-	200	100.0

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種株式 4,330	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 200	200	普通株式は権利内容何ら制限のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	普通株式 200 A種株式 4,330	-	-
総株主の議決権	-	200	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9)【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。また、剰余金の配当の決定機関は株主総会であり、毎事業年度末日を基準日として実施することを定款に定めております。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

平成23年12月31日現在

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	久米 慶	昭和48年7月10日	平成4年4月 菱電エレベータ施設㈱入社 平成8年5月 日本ユニックス㈱入社 平成14年12月 日宏販売㈱ 代表取締役就任 平成20年12月 日本エクセレントサービス㈱ 代表取締役就任 平成23年4月 当社 代表取締役就任(現)	注1	200
取締役	-	香月 裕也	昭和42年3月26日	平成元年4月 ジーシー㈱入社 平成16年6月 GEコンシューマー・ファイナンス㈱入社 平成17年1月 フィールズ㈱代表取締役就任 平成20年12月 日本エクセレントサービス㈱常務取締役就任 平成23年5月 当社 取締役就任(現)	注1	-
取締役	-	花岡 裕之	昭和27年2月18日	昭和52年4月 大蔵省(現財務省)入省 平成19年2月 ニッシン債権回収㈱社長付部長 就任 平成21年6月 トービル債権回収㈱常務取締役 兼 ㈱トービルアセットマネジメント 代表取締役 就任 平成23年2月 ジェイビーパートナー㈱取締役 就任 平成23年3月 花岡行政書士事務所開業 平成23年6月 ㈱リミックスポイント 監査役就任 平成23年11月 当社 取締役就任(現) 平成23年11月 プリベント少額短期保険準備㈱ 監査役就任	注1、 3	-
取締役	-	樺沢 知司	昭和36年3月13日	昭和59年4月 住友生命保険相互会社 入社 平成19年12月 合同会社エース・ブレイン 代表社員 平成23年11月 当社 取締役就任(現)	注1	-
取締役	-	正木 法子	昭和44年4月2日	昭和63年4月 東京金属㈱入社 平成2年5月 ㈱花文入社 平成6年5月 ㈱花すぼと島入社 平成9年4月 ㈱花正入社 平成14年1月 宮沢薬局入社 平成15年5月 日宏販売㈱入社 平成17年5月 ㈱FPステーション入社 平成21年5月 ㈱ジー・エル・エル入社 平成21年7月 日本エクセレントサービス㈱入社 平成23年5月 当社 取締役就任(現)	注1	-
監査役	-	倉島 とし江	昭和31年7月23日	昭和52年4月 私立星美学園幼稚園 入社 平成6年10月 フラワーショップ島 開業 平成10年4月 NTTテレマーケティング㈱ 入社 平成15年4月 ㈱荒木工業所 入社 平成20年5月 新井法律事務所 入社 平成21年1月 日本エクセレントサービス㈱ 入社 平成22年11月 エムズ・プランニング㈱ 入社 平成23年11月 当社 監査役就任(現)	注2	-
監査役	-	木村 茂雄	昭和19年4月26日	昭和39年4月 仙台国税局入局 昭和54年7月 東京国税調査部主査 平成3年8月 東京国税局退官・税理士登録 木村会計事務所入所 平成19年6月 東京税理士会常務理事 平成23年5月 当社 監査役就任(現)	注2、 4	-
監査役	-	木村 真也	昭和50年6月7日	平成9年4月 朝日生命保険相互会社 入社 平成13年1月 木村会計事務所 入所 平成23年11月 当社 監査役就任(現)	注2、 4	-
計						200

(注) 1. 取締役の任期は、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

2. 監査役の任期は、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 取締役花岡裕之は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

4. 監査役木村茂雄、木村真也は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

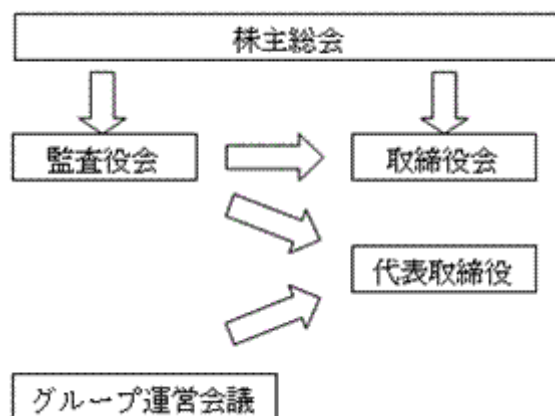
6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性及び迅速性を高めることを通じて、企業価値の最大化を図ることが重要であると考えており、コーポレート・ガバナンスの確立を経営上の重要課題と認識し、その強化を務めております。

会社機関の内容



イ．取締役会

当社の取締役会は、取締役5名、監査役3名で構成され、原則として3か月に1度開催することとしております。当社取締役会では、会社の運営に関し様々な検討・意思決定をすることとされております。

ロ．グループ運営会議

グループ運営会議は、当社の取締役5名と子会社の取締役5名の合計10名にて構成され、原則として毎週1回開催され、グループ全体での課題・改善・問題点等を様々な方面から検討し、行動計画の策定、実行報告、評価、改善計画及び実施等が行われております。

ハ．監査役会

監査役会は監査役3名にて構成されており、2名は社外監査役であります。監査役のうち、木村茂雄氏は税理士の資格を有しており、経験に基づいた専門知識をもって、監査・監視を行うこととしております。

内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社では、グループ全体の内部統制の充実を図るため、人事管理部において、各グループ会社と連携しグループ内部統制システムの整備と運用を行うこととしております。

リスク管理についても、コンプライアンス・リスク管理部を設置し、各グループ会社のリスクマネジメント業務を統括し、リスクマネジメントの基本方針、推進体制その他重要事項を決定することとしております。

監査役監査及び内部監査の状況

当社の監査役は、取締役会の他、重要な会議に参加し、意見を述べるとともに、社長やグループ運営会議のメンバーと随時に情報交流・意見交換を図る体制としております。

また、グループ各社の監査役と随時に情報交流・意見交換をもち、グループ全体の統制・監査機能の強化に努めることとしております。

内部監査は、当社の内部監査室がグループ全体の業務及び経理について指導とチェックをに行うこととしております。

取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は花岡裕之の1名であり、会社法第2条15項に定める要件を具備しており、当社と人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はありません。

当社の社外監査役は木村真也氏の1名であり、会社法第2条16項に定める要件を具備しており、当社と人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はありません。社外監査役は、独立した立場で専門的知識や経験をもって会社経営を高所より監督することとしております。

会計監査人

該当事項はありません。

役員の報酬等

当社の取締役に対する報酬限度額は、平成23年4月1日開催の臨時株主総会において、年額金500,000千円以内とし、なお、これには使用人兼務役員の使用人分の給与を含めないこととし、その配分方法は取締役の決定によると決議いただいております。

取締役の定数

当社の取締役は、5名以内とする旨定款に定めております。

A種株式

当社は、経営の安定化を図るために、定款の定めにより株主総会の議決権を有さないA種株式を発行しております。なお、定款に定められているA種株式の内容は下記のとおりであります。

1. 当社は、剰余金の配当があるときは、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録されたA種株式を有する株主（以下、「A種株主」という。）に対して、普通株式を有する株主に先立ち、最終事業年度の当期純利益の30%にあたる金額を持株数に応じて優先配当金として支払う。A種株主に対しては優先配当金を超えて配当しない。
2. 当社は、ある事業年度における優先配当金の支払いが前項に定める優先配当金に達しないときは、その不足額を翌年以降に累積しない。
3. A種株主は、株主総会において議決権を行使できない。
4. A種株主は、会社法第322条第3項但書の場合を除き、A種株主を構成員とする種類株主総会において、議決権を行使することが出来ない。
5. 当社は、当社の取締役会が証券取引所に当会社普通株式を上場するために、その申請を行うことを決議した場合、A種株式の全てを取得することができるものとする。この場合、当社はA種株式1株につき普通株式1株を交付することと引換えに、A種株式を取得することができるものとする。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	5,000	-
連結子会社	-	-
計	5,000	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数・監査人員等、監査計画の内容を助案し、監査役会の同意のうえ、決定しております。

第5【経理の状況】

1．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、アスカ監査法人による中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	178,497
その他	1,205
流動資産合計	179,703
固定資産	
無形固定資産	500
固定資産合計	500
繰延資産	
開業費	62,279
その他	1,962
繰延資産合計	64,241
資産合計	244,445
負債の部	
流動負債	
未払法人税等	310
未払費用	53,829
預り金	335
流動負債合計	54,475
負債合計	54,475
純資産の部	
株主資本	
資本金	226,500
利益剰余金	36,530
株主資本合計	189,969
純資産合計	189,969
負債純資産合計	244,445

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位:千円)

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
売上高	-
売上原価	-
売上総利益	-
販売費及び一般管理費	¹ 35,993
営業損失()	35,993
営業外収益	
受取利息	3
営業外収益合計	3
営業外費用	
株式交付費償却	138
創立費償却	92
営業外費用合計	230
経常損失()	36,219
税金等調整前中間純損失()	36,219
法人税、住民税及び事業税	310
法人税等合計	310
少数株主損益調整前中間純損失()	36,530
中間純損失()	36,530

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

		当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前中間純損失()		36,530
中間包括利益		36,530
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益		36,530
少数株主に係る中間包括利益		-

【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	-
当中間期変動額	
新株の発行	226,500
当中間期変動額合計	226,500
当中間期末残高	226,500
利益剰余金	
当期首残高	-
当中間期変動額	
中間純損失()	36,530
当中間期変動額合計	36,530
当中間期末残高	36,530
株主資本合計	
当期首残高	-
当中間期変動額	
新株の発行	226,500
中間純損失()	36,530
当中間期変動額合計	189,969
当中間期末残高	189,969
純資産合計	
当期首残高	-
当中間期変動額	
新株の発行	226,500
中間純損失()	36,530
当中間期変動額合計	189,969
当中間期末残高	189,969

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失()	36,219
株式交付費償却	138
受取利息及び受取配当金	3
その他の資産の増減額(は増加)	1,205
その他の負債の増減額(は減少)	54,165
開業費の支払額	63,370
小計	46,495
利息及び配当金の受取額	3
営業活動によるキャッシュ・フロー	46,492
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	500
投資活動によるキャッシュ・フロー	500
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	225,490
財務活動によるキャッシュ・フロー	225,490
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	178,497
現金及び現金同等物の期首残高	-
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 178,497

【注記事項】

（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称

プリベント少額短期保険(株)

臨床法務研究機構(株)

なお、上記の子会社は当中間連結会計期間において新たに設立したため、連結の範囲に含めておりません。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(2) 繰延資産の処理方法

創立費

5年間の定額償却の方法を採用しております。

開業費

5年間の定額償却の方法を採用しております。

株式交付費

3年間の定額償却の方法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び負ののれんは発生しておりません。

(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当中間連結会計期間の費用として処理しております。

（追加情報）

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当中間連結会計期間の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（中間連結損益計算書関係）

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
役員報酬	9,798千円
支払手数料	12,117
地代家賃	3,619
租税公課	4,176

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当中間連結会計期間 増加株式数（株）	当中間連結会計期間 減少株式数（株）	当中間連結会計期間 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注1）	-	200	-	200
A種株式（注2）	-	4,330	-	4,330
合計	-	4,530	-	4,530
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加200株は、第三者割当に伴う新株発行による増加であります。

2. A種株式の増加4,330株は、第三者割当に伴う新株発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
現金及び預金	178,497千円
現金及び現金同等物	178,497千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスクの管理体制

当社グループの保有する金融商品は、主として普通預金であり、預入先の信用リスクに晒されております。預金の信用リスクについては、預入先を国際的に優良な金融機関に限定しております。なお、これらの取引については、役員の決裁に基づき経理部が行っており、取引の状況についてはすべて経理部が統括しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

当中間連結会計期間（平成23年9月30日）

（単位：千円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	178,497	178,497	-
資産計	178,497	178,497	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額をもって時価としております。

（資産除去債務関係）

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社は、不動産賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

1．報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、少額短期保険事業、その他事業を行っております。

純粹持ち株会社である当社はグループ全体の経営方針、中期的な経営計画の策定等、意思決定の機能を有し、各子会社はその基本方針に基づいて各々独立した経営単位として事業活動を行っております。

したがって、当社は報告セグメントが連結子会社を基礎とした事業別セグメントから構成されており、「少額短期保険事業」、「その他事業」を報告セグメントとしております。

「少額短期保険事業」は、弁護士費用に係る少額短期保険の募集を行っております。

「その他事業」は、法律事務所を対象とした、法律事務所支援業務、訴状データベースの提供サービス、出版業務、及び、サポートデスク、ソフトウェア検証、システム構築、システム保守・運用等のシステム関連の業務を行っております。

2．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

（単位：千円）

	少額短期保険 事業	その他事業	合計	調整額（注） 1,3,4	中間連結財務 諸表計上額 （注）2
売上高					
外部顧客への売上高	-	-	-	-	-
セグメント間の内部売上高又は振替 高	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-
セグメント損失（ ）	13,468	8,338	21,806	14,413	36,219
セグメント資産	65,901	54,251	120,153	124,291	244,445
セグメント負債	37,130	7,240	44,370	10,105	54,475
その他の項目					
減価償却費	-	-	-	-	-
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	500	-	-	-	500

（注）1．セグメント損失（ ）の調整額 14,413千円には、報告セグメントに配分していない全社費用 14,413千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2．セグメント損失（ ）は、中間連結損益計算書の経常損失と調整を行っております。

3．セグメント資産の調整額124,291千円は、報告セグメントに配分していない全社資産であります。

4．セグメント負債の調整額10,105千円は、報告セグメントに配分していない全社負債であります。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

外部顧客への売上高が発生していないため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

外部顧客への売上高が発生していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

項目	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	132,653.45円
1株当たり中間純損失金額()	182,653.45円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記載していません。

2. 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
中間連結損益計算書上の中間純損失() (千円)	36,530
普通株式に係る中間純損失()(千円)	36,530
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	200

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
中間連結貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)	189,969
普通株式に係る純資産額(千円)	26,530
差額の主な内訳(千円)	
優先株式の払込金額	216,500
普通株式の発行済株式数(株)	200
普通株式の自己株式数(株)	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(株)	200

（重要な後発事象）

1. 解散について

中間連結財務諸表提出会社である当社は、平成27年2月16日開催の取締役会において、業務改善計画案を決議し、今後、解散し清算の準備を開始することを決定したことから、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社は、当社グループの業績および将来の見通し、ならびに、経営管理態勢および法令遵守体制の抜本的見直しのために慎重に検討を重ねた結果、事業会社に経営資源を集中させるべきであると判断し、当社を解散・清算する業務改善計画案を決定いたしました。

今後の解散・清算手続に関連して実施する資産の処分、債務の弁済、または評価の見直し等により発生する損益の影響については、合理的な見積りが困難であるため、これらを考慮した会計処理は行わず、当中間連結会計期間においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した会計処理を行っております。

このように、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記の重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

		当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		131,186
前払費用		631
未収入金		9,071
その他		374
流動資産合計		141,264
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式		80,000
投資その他の資産合計		80,000
固定資産合計		80,000
繰延資産		
創立費		298
株式交付費		871
繰延資産合計		1,169
資産合計		222,434
負債の部		
流動負債		
未払費用		9,787
未払法人税等		145
その他		172
流動負債合計		10,105
負債合計		10,105
純資産の部		
株主資本		
資本金		226,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		14,170
繰越利益剰余金		14,170
利益剰余金合計		14,170
株主資本合計		212,329
純資産合計		212,329
負債純資産合計		222,434

【中間損益計算書】

（単位：千円）

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
売上高	¹ 8,137
売上原価	-
売上総利益	8,137
販売費及び一般管理費	² 21,995
営業損失（ ）	13,857
営業外収益	
受取利息	3
営業外収益合計	3
営業外費用	
創立費償却	33
株式交付費償却	138
営業外費用合計	171
経常損失（ ）	14,025
税引前中間純損失（ ）	14,025
法人税、住民税及び事業税	145
法人税等合計	145
中間純損失（ ）	14,170

【中間株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	-
当中間期変動額	
新株の発行	226,500
当中間期変動額合計	226,500
当中間期末残高	226,500
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	-
当中間期変動額	
中間純損失()	14,170
当中間期変動額合計	14,170
当中間期末残高	14,170
利益剰余金合計	
当期首残高	-
当中間期変動額	
中間純損失()	14,170
当中間期変動額合計	14,170
当中間期末残高	14,170
株主資本合計	
当期首残高	-
当中間期変動額	
新株の発行	226,500
中間純損失()	14,170
当中間期変動額合計	212,329
当中間期末残高	212,329
純資産合計	
当期首残高	-
当中間期変動額	
新株の発行	226,500
中間純損失()	14,170
当中間期変動額合計	212,329
当中間期末残高	212,329

【注記事項】

（重要な会計方針）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1．繰延資産の処理方法

(1) 創立費

会社設立までの諸費用を繰延資産計上し、会社設立日より5年で均等償却しております。

(2) 株式交付費

3年間にわたり定額法により償却しております。

2．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間会計期間末において貸倒引当金の計上はありません。

3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（追加情報）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当中間会計期間の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（中間貸借対照表関係）

関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

当中間会計期間
（平成23年9月30日）

流動資産	
未収入金	9,071千円

（中間損益計算書関係）

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

当中間会計期間
（自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日）

関係会社への売上	8,137千円
----------	---------

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間会計期間
（自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日）

	千円
役員報酬	4,373
給料手当	1,695
支払手数料	12,499

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当中間会計期間末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式	200株
A種株式	4,330株

（有価証券関係）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式80,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社は、不動産賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

項目	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	20,853.85円
1株当たり中間純損失金額()	70,660.79円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記載していません。

2．1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
中間損益計算書上の中間純損失()(千円)	14,170
普通株式に係る中間純損失()(千円)	14,170
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	200

3．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	212,329
普通株式に係る純資産額(千円)	4,170
差額の主な内訳(千円)	
優先株式の払込金額	216,500
普通株式の発行済株式数(株)	200
普通株式の自己株式数(株)	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	200

（重要な後発事象）

1．解散について

当社は、平成27年2月16日開催の取締役会において、業務改善計画案を決議し、今後、解散し清算の準備を開始することを決定したことから、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社は、当社グループの業績および将来の見通し、ならびに、経営管理態勢および法令遵守体制の抜本的見直しのために慎重に検討を重ねた結果、事業会社に経営資源を集中させるべきであると判断し、当社を解散・清算する業務改善計画案を決定いたしました。

今後の清算手続に関連して実施する資産の処分、債務の弁済、または評価の見直し等により発生する損益の影響については、合理的な見積りが困難であるため、これらを考慮した会計処理は行わず、当中間会計期間においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した会計処理を行っております。

このように、中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記の重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	普通株式 A種株式
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	-
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区日本橋人形町三丁目3番13号 プリベントホールディングス株式会社
株主名簿管理人	東京都中央区日本橋人形町三丁目3番13号 プリベントホールディングス株式会社
取次所	-
名義書換手数料	当会社所定の手数料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	-
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	-

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、非上場であり、かつ、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から有価証券届出書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書		提出日
有価証券報告書 第1期	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	平成27年6月29日 関東財務局長に提出
有価証券報告書 第2期	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	平成27年6月29日 関東財務局長に提出
有価証券報告書 第3期	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	平成27年6月29日 関東財務局長に提出
(2) 半期報告書		提出日
半期報告書 第1期	(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	平成27年6月29日 関東財務局長に提出
半期報告書 第2期	(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	平成27年6月29日 関東財務局長に提出
半期報告書 第3期	(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	平成27年6月29日 関東財務局長に提出
半期報告書 第4期	(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	平成27年6月29日 関東財務局長に提出
(3) 有価証券届出書		提出日
有価証券届出書（通常方式）		平成27年6月5日 関東財務局長に提出
有価証券届出書（通常方式）		平成27年6月5日 関東財務局長に提出
有価証券届出書（通常方式）		平成27年6月29日 関東財務局長に提出
有価証券届出書（通常方式）		平成27年6月29日 関東財務局長に提出
有価証券届出書（通常方式）		平成27年6月29日 関東財務局長に提出
有価証券届出書（通常方式）		平成27年6月29日 関東財務局長に提出
有価証券届出書（通常方式）		平成27年6月29日 関東財務局長に提出

有価証券届出書（通常方式）

平成27年 6 月29日

関東財務局長に提出

有価証券届出書（通常方式）

平成27年 6 月29日

関東財務局長に提出

有価証券届出書（通常方式）

平成27年 6 月29日

関東財務局長に提出

有価証券届出書（通常方式）

平成27年 6 月29日

関東財務局長に提出

有価証券届出書（通常方式）

平成27年 6 月29日

関東財務局長に提出

有価証券届出書（通常方式）

平成27年 6 月29日

関東財務局長に提出

有価証券届出書（通常方式）

平成27年 6 月29日

関東財務局長に提出

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】**第1【最近の財務諸表】**

該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年6月10日

プリベントホールディングス株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 公認会計士 田中 大丸
業務執行社員指定社員 公認会計士 法木 右近
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているプリベントホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、否定的意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

否定的意見の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は平成27年2月16日開催の取締役会において、会社を解散し清算の準備を開始することを決定しており、継続企業の前提が成立していない。このような状況にもかかわらず上記の中間連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されている。

否定的意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、「否定的意見の根拠」に記載した事項の中間連結財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、プリベントホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示していないものと認める。

その他の事項

プリベントホールディングス株式会社において証憑の一部が保管されていなかったこと、及び重要な現金の実査を当該監査期間中に実施することが出来なかったことにより、当監査法人は当中間連結会計期間の一部の費目について、十分な監査証拠を入手することが出来なかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2．中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年6月10日

プリメントホールディングス株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 公認会計士 田中 大丸
業務執行社員

指定社員 公認会計士 法木 右近
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているプリメントホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第1期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、否定的意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

否定的意見の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は平成27年2月16日開催の取締役会において、会社を解散し清算の準備を開始することを決定しており、継続企業の前提が成立していない。このような状況にもかかわらず上記の中間財務諸表は、継続企業を前提として作成されている。

否定的意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、「否定的意見の根拠」に記載した事項の中間財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、プリメントホールディングス株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示していないものと認める。

その他の事項

プリメントホールディングス株式会社において証憑の一部が保管されていなかったこと、及び重要な現金の実査を当該監査期間中に実施することが出来なかったことにより、当監査法人は当中間会計期間の一部の費目について、十分な監査証拠を入手することが出来なかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。